

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画更新年度	令和 6 年度
計画主体	秋田県 大館市

大館市鳥獣被害防止計画



< 連絡先 >

担当部署名	大館市産業部林政課
所在地	秋田県大館市字中城 2 0 番地
電話番号	0 1 8 6 - 4 3 - 7 1 4 7
F A X 番号	0 1 8 6 - 4 9 - 3 1 3 3
メールアドレス	sinrin@city.odate.lg.jp

1．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下、「カラス類」という）、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	秋田県 大館市

2．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3～5年度平均）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
ツキノワグマ	水稻	0.03	43
	豆類	0.44	334
	果樹類	0.03	289
	その他	0.03	237
	小計	0.53	903
カラス類	水稻	0.78	607
	豆類	0.00	0
	果樹類	0.27	510
	その他	0.00	0
	小計	1.05	1,117
ニホンザル	水稻	0.00	5
	豆類	0.00	0
	果樹類	0.00	0
	その他	0.01	6
	小計	0.01	11
イノシシ	水稻	0.02	26
	豆類	0.00	0
	果樹類	0.00	0
	その他	0.01	74
	小計	0.03	100
ニホンジカ	農作物被害・生活環境被害なし		
合計		1.62	2,131

現状値については、自然条件などにより大幅に増減する年度もあるため、過去3か年の平均とする。

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ

近年のツキノワグマによる被害は人身被害や農作物被害に加え、養蜂被害、スギの剥皮被害、農業用倉庫などの物損被害やニワトリなどの家畜被害、車両・列車との交通事故など多様化している現状にある。

令和 5 年度の出没は平年の約 6 倍となる 6 0 0 件を超え、被害も人身被害 7 件を含む 1 4 0 件を超えるなど、いずれも過去最多であった平成 2 9 年を大幅に上回る異常事態となった。



ツキノワグマによる養蜂被害

○カラス類

市街地におけるゴミの散乱、糞尿、鳴き声といった生活環境被害が深刻な問題となっている。

毎年、春に農作物の芽拔きの被害、果樹の収穫時期に食害が多く発生している。



カラスによる芽抜き

○ニホンザル

平成 2 7 年、比内町大葛地区で初めて農作物被害が発生して以降、出沒情報・農作物被害が増加傾向で、比内町大葛地区（ハナレザル） 早口字岩野目～大淵地区（1 0 数頭の群れ） 岩瀬字蛭沢～大石渡地区（3 0 頭前後の群れ）の 3 地区に集中している。

主な農作物被害は、トウモロコシ、リンゴ、ネギ、枝豆、柿である。



市街地に出没するニホンザル

○イノシシ

平成 2 8 年 5 月、車両事故死が発生し、初めての分布確認となった。平成 2 9 年、外川原地区で初めて農作物被害が発生して以降、目撃数の増加だけでなく、分布域の急激な拡大がみられ、特に山林との周縁部に近い農地での被害発生が多い傾向にある。



イノシシによる水稻の倒伏被害

被害は、主に畦畔の掘り起こしによる農地被害、水稻やイモ類の倒伏・食

害による農作物被害が発生している。

○ニホンジカ

平成27年8月、長坂地区で2頭の列車事故死が発生し、初めての分布確認となった。農作物被害や森林被害の報告はないものの車両との衝突事故、農地周辺への出没が確認されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3～5年度平均)		目標値 (令和8年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	0.53	903	0.48	813
カラス類	1.05	1,117	0.95	1,005
ニホンザル	0.01	11	0.01	10
イノシシ	0.03	100	0.02	90
ニホンジカ	被害なし	被害なし	0.00	0
合計	1.62	2,131	1.46	1,918

各対象鳥獣とも現状値より概ね10%軽減を目標値とする。

現状値については、自然条件などにより大幅に増減する年度もあるため、過去3か年の平均とする。

(4) 従来講じてきた被害防止策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	○ツキノワグマ 出没や農作物被害があった時は、実施隊員により銃器や箱わなによる捕獲を実施している。 令和5年度に箱わな10基を新たに購入し、合計30基の保有となり捕獲体制を強化した。 ○カラス類 農作物被害を防止するため、春から夏の一斉捕獲や狩猟期間中の捕獲を実施している。また、狩猟期間中の活動に対し助成を実施している。 ○ニホンザル 出没や農作物被害があった時は、爆竹や轟音玉などを使った追い払い	出没が多い場合の効果的な捕獲方法や実施隊員への負担軽減が課題である。 追い払いを行っても別の場所に出没するため、効果的な対策を模索する必要がある。 群れの数や生息数、生息域などの情報が少ないため、対策に

	と実施隊員により銃器や箱わな 4 基による捕獲を実施している。 ○イノシシ 出沒や農作物被害が増加傾向にあり、実施隊員により銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を実施している。 令和 3 年度に箱わな 4 基、令和 4 年度にくくりわな 9 基、令和 5 年度にくくりわな 30 基を購入し、捕獲体制を強化している。 ○ニホンジカ 目撃情報はあものの農林産物被害は確認されていない。 ○実施隊員の確保 捕獲従事者を育成するために、新たな狩猟免許取得者に対し、取得経費の助成を実施している。 また、令和 5 年度には、全県統一ユニフォームの導入を支援し、実施隊活動の P R を行うとともに、鳥獣被害防止や生態系保全への貢献など実施隊活動の持つ社会的意義について、若い世代への啓発に取り組んでいる。  全県統一ユニフォーム	苦慮している。捕獲活動を行っているが、警戒心が強く捕獲が困難である。 警戒心が強い動物であり、箱わなによる捕獲活動では困難であるため、効果的な被害防除の対策案を構築するとともに、くくりわなによる捕獲の強化や I C T 導入などが必要である。 生態や習性、捕獲手法などの知識を深めるため、研修会などを開催し、被害が確認された場合に備える必要がある。 狩猟免許所持者の減少と高齢化により実施隊員の負担が増加している。
防護柵の設置等に関する取	対象鳥獣に対し、農作物被害を防ぐため、防護網・電気柵の設置や収穫残渣・放任果樹などの撤去指導を行っている。	○防護網 農作物を網で覆うなどしているが、畑や果樹など広い範囲を覆うことが困難であるほか、わ

組	農作物被害防止のために、電気柵設置経費の助成を実施している。  電気柵	ずかな隙間を見つけて侵入するため対策が必要となる。農作物被害が収穫時期と重なるため撤去の判断が難しい。 ○電気柵 農作物や養鶏などの被害防止に絶大な効果があるが、草刈りなどの維持管理に労力を要する。
生息環境管理その他の取組	森林の間伐、針広混交林化の推進により、餌となる堅果類の自然植生の回復及び緩衝帯整備による里山への出没低減策を講じている。  緩衝帯整備 また、野生鳥獣を誘引する原因となっている収穫残渣・放任果樹などの除去に関しても、地域で取り組める対策について広報誌・ホームページなどで周知を図っている。	環境整備の重要性に対する理解は進んでいるが、依然として「捕獲」に対する意識が先立っているため、引き続き野生鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの重要性についての啓発が必要である。 放任果樹が依然として市内各所で見られる状況であるため、除去・撤去指導による自衛体制の強化を図る必要がある。 耕作放棄地の所有者の理解が得られないことや、相続などで所有者との連絡調整が困難な場面があり、耕作放棄地の解消が進まない。

(5) 今後の取組方針

電気柵設置経費の助成や収穫残渣・放任果樹の除去など野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進、市ホームページ・X（旧ツイッター）・県ホームページなどを活用した迅速な出没情報の発信による被害予防・自衛意識の向上に努めるとともに、出没や農作物被害があった際の爆竹や轟音玉による追い払いや実施隊員による銃器や箱わなでの捕獲活動を実施する。 ○ツキノワグマ ・狩猟免許の取得の促進及び取得費用の補助を継続し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・電気柵の設置の促進及び設置経費の助成を継続し、農作物被害の軽減や
--

防止を図る。

- ・集落、農地、耕地、通学路等住民の生活環境等に入り込まないようにするための進入防止対策等を行う。
- ・轟音玉などによる追い上げ・追い払いの実施や効果的な箱わなの設置に努める。
- ・必要に応じた箱わなの修理や増設を進める。
- ・捕獲の効率化を図るため、ICT捕獲機材の導入について検討する。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業とのより効果的な連携方法について検討する。

○カラス類

- ・カラス除け機材を用いた追い払いを実施する。
- ・繁殖期及び農作物の収穫期前などに、地区ごとに銃器による一斉捕獲を実施する。

○ニホンザル

- ・電気柵の設置の促進及び設置経費の助成を継続し、農作物被害の軽減や防止を図る。
- ・収穫残渣、放任果樹などの適正管理を推進する。
- ・追い払い活動を継続することにより、群れが定着することを防止する。
- ・生息数及び生息域を把握し、捕獲活動及び的確な追い払い活動に繋げていく。

○イノシシ

- ・狩猟免許の取得の促進及び取得費用の補助を継続し、捕獲従事者の確保・育成を図る。
- ・電気柵の設置の促進及び設置経費の助成を継続し、農作物被害の軽減や防止を図る。
- ・囲いわなによる複数捕獲など効率的な捕獲手法の情報収集に努める。
- ・市が実施する有害捕獲事業に合わせ、秋田県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と連携し、捕獲圧を高める。

○ニホンジカ

目撃情報や生息状況に関する情報の整理及び実態把握に努め、定着を未然に防ぐ対策や初期対応を検討する。

○各種事業

- ・実施隊員の確保や射撃技術向上のため、地元射撃場の整備などを行う。
- ・電気柵の管理方法の研修会や捕獲技術研修会による知識と技術の普及を図る。



くくりわな捕獲技術研修会

・地域住民と関係機関が一体となって、緩衝帯の整備、通学路周辺の草刈り及び野生鳥獣の移動経路となる河川周辺の整備を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年7月1日に大館市鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊員は市職員及び市猟友会員で構成し、市職員は市長が指名し任命、猟友会員は猟友会が推薦し市長が委嘱する。この中で、主として対象鳥獣の捕獲作業に従事する猟友会員については対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。

農林業従事者などからの依頼を受けて、実施隊の中心メンバーである猟友会員が実動部隊として捕獲などの被害対策を行う。

接近しての捕獲が困難な場合は、周囲の安全を充分確認のうえ、ライフル銃を使用し捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ツキノワグマ カラス類 ニホンザル イノシシ ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）（以下、「第5次ツキノワグマ管理計画」という）に基づき取り組む。 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ニホンザル）（以下、「第5次ニホンザル管理計画」という）に基づき取り組む。 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）（以下、「第2次イノシシ管理計画」という）に基づき取り組む。 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）（以下、「第2次ニホンジカ管理計画」という）に基づき取り組む。 研修会を開催し、実施隊員の資質向上などに取り組み、効果的な捕獲に努める。 猟友会と新規狩猟免許取得者の確保・育成について協議・検討のうえ支援する。 捕獲効率の向上、捕獲従事者の負担軽減に資する捕獲機材・ICTの導入を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ ツキノワグマ	有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先する。農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第 5 次 ツキノワグマ管理計画」に基づく捕獲とする。
○ カラス類	被害農家、関連団体などからの依頼に基づく有害鳥獣捕獲を原則とし、被害の程度に応じた 1 回当たりの捕獲数を 1 0 0 羽までとして乱獲を抑える。
○ ニホンザル	有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先する。農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第 5 次 ニホンザル管理計画」に基づく捕獲とする。
○ イノシシ	有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先する。農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第 2 次 イノシシ管理計画」に基づき可能な限りの捕獲とする。
○ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先する。農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第 2 次 ニホンジカ管理計画」に基づき可能な限りの捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ツキノワグマ	「第 5 次 ツキノワグマ管理計画」に基づく捕獲数		
カラス類	9 0 0 羽	9 0 0 羽	9 0 0 羽
ニホンザル	「第 5 次 ニホンザル管理計画」に基づく捕獲数		
イノシシ	「第 2 次 イノシシ管理計画」に基づく捕獲数		
ニホンジカ	「第 2 次 ニホンジカ管理計画」に基づく捕獲数		

捕獲等の取組内容
○ ツキノワグマ 被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所などを検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。
○ カラス類 被害防止のため年 2 回の市内全域一斉捕獲と狩猟期間の捕獲を実施する。

○ニホンザル 被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所などを検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 ○イノシシ 被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所などを検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 ○ニホンジカ 被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所などを検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
箱わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、ツキノワグマなど大型獣類に対して半矢の防止、射程距離の延長による効率的な有害捕獲のため、ライフル銃の使用を必要とする場合がある。 ライフル銃の使用に当たっては、散弾銃と同様に安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練などを実施し安全性を確保する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大館市全域	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る） カラス類

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和６年度 ～ 令和８年度
ツキノワグマ カラス類 ニホンザル イノシシ ニホンジカ	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、集落住民など関係者と協議のうえ、効果的な柵の種類や設置規模を決定し、計画的に整備する。

（２）侵入防護柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和６年度 ～ 令和８年度
ツキノワグマ	被害が多発する地域においては、定期的な見回りによる破

カラス類 ニホンザル イノシシ ニホンジカ	損箇所や穴掘りによる侵入箇所の修理や対策を行い、維持管理を推進する。農地への侵入防止効果を持続させるため、耐用年数を経過し老朽化した侵入防護柵の更新を支援する。また、侵入防止効果の徹底を図るため、既存の侵入防護柵の機能診断を行い、適正な設置・管理方法を指導し、継続可能な地域ぐるみの被害防止活動を推進する。
--------------------------------	---

5．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ツキノワグマ カラス類 ニホンザル イノシシ ニホンジカ	出沒要素（収穫残渣、放任果樹など）の除去について、広報誌・ホームページなどで周知を図るとともに即応的な現地指導により実効性を補完する。 集落、農地、耕地、通学路等住民の生活環境等に野生鳥獣が入り込まないようにするための進入防止対策等を行う。 関係機関の連携により緩衝帯の整備を進める。 対象鳥獣の効果的な追い払い方法や被害防除技術及び必要な機材の検討・導入に関して、秋田県など関係機関と情報共有を図る。

6．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大館市 (産業部林政課)	関係機関や庁内部署との連絡・調整を図り、被害防止・捕獲などの実施主体となる。 ツキノワグマの市街地等の出沒に対し、ツキノワグマ市街地等出沒対応マニュアルに基づき対応する。
大館警察署	住民生活の安全を守る立場から、銃器などの使用に関する指導・監督を行う。 ツキノワグマの市街地等の出沒に対し、ツキノワグマ市街地等出沒対応マニュアルに基づき対応する。
大館市猟友会	銃器などを用いた捕獲に直接関わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催などにより安全管理に務める。 ツキノワグマの市街地等の出沒に対し、ツキ

	ノワグマ市街地等出没対応マニュアルに基づき対応する。
大館市鳥獣被害対策実施隊	実践的な活動を担う立場から、被害防止策の適切な実施を行う。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルに基づき対応する。
秋田県生活環境部自然保護課	ツキノワグマの市街地等の出没に対し、野生鳥獣の生態・防除・捕獲に関する専門的立場から対応策への指導・助言を行う。
秋田県北秋田地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	有害鳥獣捕獲許可や農業被害防止対策を行う立場から指導・助言及び許可を行う。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルに基づき対応する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき適切に処理する。

8 . 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品、ペットフード、皮革などとして有効利用していくことは望ましいと考えているが、施設整備や販路確保、安定的な捕獲量の確保などの課題があることから、今後引き続き調査研究を進める。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

秋田県、他市町村の動向や先進事例などを参考に、今後の取組方針について検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

地域資源として持続可能な循環型経済の創出が図られるよう調査研究を進め、必要に応じて技術講習会などの開催を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大館市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大館市 (産業部林政課、比内総合支所、田代総合支所)	被害防止対策・有害鳥獣捕獲などの実施主体であるとともに、協議会の事務局となり各組織との連携・調整を図る。
大館警察署	目撃情報・人身被害などに関する情報提供及び銃器や火薬の使用に関する指導・監督、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
大館市猟友会	銃器などを用いた捕獲活動などに直接関わる立場から、鳥獣捕獲・個体数調査などの従事者として提言・助言を行う。
あきた北農業協同組合	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田県農業共済組合北鹿支所	農業者の関係団体としての立場から、鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田県北秋田地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	有害鳥獣捕獲許可及び「第5次ツキノワグマ管理計画」、「第5次ニホンザル管理計画」、「第2次イノシシ管理計画」、「第2次ニホンジカ管理計画」の実施者として鳥獣害対策への提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田県生活環境部自然保護課	県内全域の出没などの情報提供や人身被害及び農作物被害の防止策について、野生鳥獣の生態・防除・捕獲に関する専門的立場から指導・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

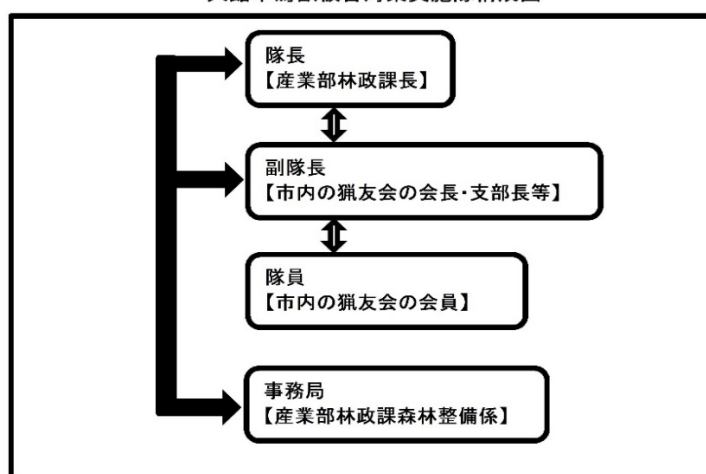
大館市鳥獣被害対策実施隊は市職員及び大館市猟友会員で組織し、大館市鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の情報収集及び捕獲などを行い、被害防止策を適切に実施する。
鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員は、実施隊員の中から対象鳥獣

の捕獲に従事することが見込まれる者を併せて指名する。

大館市鳥獣被害対策実施隊の構成員

- ・ 隊長 大館市の有害鳥獣捕獲等の業務を担当する課の長
- ・ 副隊長 大館市内の猟友会の会長・支部長等
(事務局から連絡を受ける者)
- ・ 隊員 大館市内の猟友会の会員
- ・ 事務局 大館市の有害鳥獣捕獲等の業務を担当する職員

大館市鳥獣被害対策実施隊構成図



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大などが見られる場合には、協議会の構成機関の追加や、その役割などについて再検討し、体制の強化を図る。

また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

市街地などにおけるツキノワグマの出没対応については、体制、役割分担、関係機関ごとの事務分掌、対応方法及び連絡体系を別途マニュアルで定める。



三者合同クマ被害防止検討会

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

秋田県、大学、研究機関、企業、近隣市町村などとの連携を密にして、被

害防止に有効であると認められるものについては積極的に活用を検討していく。

今後、本計画に記載のない鳥獣による被害の発生や大量発生により、計画が現況に適さないと判断されるとき及び被害対策目標、方法などに重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。